

おらほの



教室

1月に『町県民税申告のご案内』を送りました

「町県民税申告のご案内」は、平成31年1月1日現在で南三陸町に住民票のある世帯に送付しています。「町県民税申告のご案内」に同封の「平成31年度 町県民税申告の手引き」と「申告書類確認票（チェックリスト）」を確認し、期間中（2月13日から3月15日まで）に必要な手続きをお願いします。なお、準備が整っていないと、町の申告会場に早く来場しても受け付けができません。順番が後回しになりますので、きちんと準備を整えてから来場してください。また、漁業や農業、自営業などの事業収入がある人または不動産収入がある人は、「収支内訳書」を作成しなければなりません。詳しくは、国税庁のホームページ（<https://www.nta.go.jp>）をご覧ください。※「収支内訳書の書き方」（冊子）は、町民税務課窓口および歌津総合支所窓口に備えています。

前年中に収入がなかった人も申告が必要です!!

平成30年中に収入が全くない人や、家族などに扶養されている人、非課税所得（遺族年金・障害年金・失業保険）のみの人も住民税の申告が必要です。申告をしないと、町では収入や所得の情報が分からないため、平成31年度分の課税（非課税）証明書などの発行ができません。また、町県民税の所得情報は、国民健康保険税や介護保険料、後期高齢者医療保険料などの計算に使用されます。申告をしないと所得情報が分からないため、各種保険税（料）などの軽減を受けられず保険料が高額となったり、福祉サービス等の利用者負担額が高額に算定される場合があります。

各種保険料の軽減が
該当にならない



過料

税証明書の発行ができない

※「収入が全くない」「家族などに扶養されている」「非課税所得のみ」に該当する人は、「平成31年度 町県民税申告の手引き」10ページの「収入の無い旨の届出書」を提出してください（用紙は切り取って使用できます）。
①世帯内に町の申告会場で申告する人がいる場合→町の申告会場で併せて提出
②世帯内に町の申告会場で申告する人がいない場合→町民税務課窓口または歌津総合支所窓口に提出（郵送可）

＊今月の税＊

納め忘れのないよう、早めに準備しましょう!

国民健康保険税……………第9期
介護保険料……………第8期
後期高齢者医療保険料…第8期

口座振替日
2月25日(月)

納付期限
2月28日(木)

町民税務課税務係 ☎46-1372

「毎年、年金収入だけで…」



去年、町の申告相談会場に行ったら、「申告は必要ありません」と言われたんだけど、今年も申告しなくていいの？



国民年金、厚生年金などの年金収入のみの人で年金収入の合計額が148万円（65歳未満の人は98万円）以下の方は、所得税も町県民税も非課税となるため、申告の必要はありません。年金収入の合計額が148万円（65歳未満の人は98万円）を超える人は、「申告した方がお得になる場合」があります。申告が必要か不要かを下図で確認しましょう。

年金収入のみの方は、申告が必要かどうか確認してみましょう!

次の区分に沿って申告の必要・不要を確認し、年金収入額をもとにチェックしてみましょう!
※ 65歳未満の方は、() 内の金額を確認してください。

